

男女共同参画室だより (令和2年度 第2号改訂版) 令和4年7月改定 編集・発行：つくば市男女共同参画室

みんなが自分らしくいられる、性のあり方を考えるLGBT特集

セクシュアリティは100人100色、人の数だけ多様性がある

これまで世の中には男性と女性の2つの性別しかないと認識されていました。最近ではLGBTに加えて、A(アセクシュアル)、X(エックスジェンダー)、Q(クエスチョニング)と様々な性が認識されています。人間の性は多数派の異性愛者でも多様化をきわめており、パターンに分けられるほど単純なものではありません。そして何より、**セクシュアリティ(性のあり方)は個人の尊厳にかかわる大切な問題**です。まずは、性的少数者セクシュアルマイノリティについて理解を深めてみませんか。

セクシュアリティの構成要素

- **生物学的な性(身体性の性)**
染色体やホルモン、性器などによる客観的事実をもとにした性
- **性自認(心の性)**
自分が自分の性をどのように認識しているか。トランスジェンダーとは身体と心の性が一致していないこと(性同一性障害を含む)
- **性別表現(ふるまう性)**
自分のセクシュアリティをどのように表現するか(言葉使いや、服装、ふるまいなど)
- **性的指向(好きになる性)**
自分の性愛の対象(異性が好き、同性が好き、性別にこだわらないなど)
- **社会的・文化的な性(ジェンダー)**
社会的・文化的につくられる性別。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと

あなたも当事者

日本では人口の約4.9~8.0%(※1)13~20人に1人が性的マイノリティと言われています。たとえば20人の教室に1人はいると思われれます。人口約24万人のつくば市だと、1万1千人以上は性的マイノリティの方ということになります。

性的マイノリティの方は、自分で自分のセクシュアリティを認められなかったり、性的マイノリティについての適切な教育を受ける機会がなかったり、周りに理解者もおらずに悩む人も多いのが現状です。それに加えて周囲からも日常的に否定的な言葉がある環境では自尊心の低下につながります。こんな状況が続くと、うつ症状を発症し、自傷行為や自殺につながる恐れがあります。

また、周囲の性的マイノリティでない方も「身近に性的マイノリティの人がいない」と思い、「彼女いるの?」などの何気ない言動で傷つけてしまうことも少なくありません。つまり、性的マイノリティでない方も、性的マイノリティ問題の当事者なのです。まずは、当事者の不安や心細さ、人に打ち明けられない苦しさを想像してみませんか。

LGBT+AXQと、SOGI

- | | | |
|------|---|-----------------------------------|
| 性的指向 | L | レズビアン(女性の同性愛者) |
| | G | ゲイ(男性の同性愛者) |
| | B | バイセクシュアル(両性愛者) |
| 性自認 | T | トランスジェンダー(性別違和・心の性と身体の性に違和感のある者) |
| | A | アセクシュアル(男性・女性どちらにも性愛の感情を抱かない者) |
| | X | エックスジェンダー(性を明確に認識していない者、両性・中性・無性) |
| | Q | クエスチョニング(性自認や性的指向を定めたくない者、分からない者) |

SOGI(性的指向及び性自認)という表現が使用され始めています。これは、異性愛者や性別に違和感のない人を含む全ての人との関係で使用することができ、いかなる性的指向・性自認であっても人は尊重されるべきであるという思想を背景とした概念です。

※1: H28年日本労働組合総連合会、H28年(株)LGBT総合研究所、及びH27年電通ダイバーシティ・ラボ調べ

茨城県の取り組み

令和元年7月から開始した、都道府県では初めてとなる「**いばらきパートナーシップ宣誓制度**」は性的マイノリティの方の生活上の困難の解消と理解増進を図ることを目的に、パートナーを家族同様に取扱うこととし、支援策を実施しています。

- ・ 受領証または受領カード交付
- ・ 県営住宅への入居申請
- ・ 県立中央病院等での面会や手術同意

いばらきパートナーシップ宣誓

婚姻制度とは異なり、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度です。

つくば市の取り組み

- ・ 市営住宅の申し込み受付
- ・ 各種書類の不要な性別記載欄の見直し(順次)
- ・ 市民向けセミナーの開催

セクシュアル・マイノリティに関する各種相談窓口

相談窓口	実施体	電話番号	インターネット	相談日・時間
茨城県性的マイノリティに関する相談室 性的マイノリティに関する相談	茨城県福祉部福祉政策課	029-301-3216	茨城県性的マイノリティに関する相談内容入力フォームで検索 (メール24時間受付)	毎週木曜日 18:00~20:00 (12/29~1/3除く)
よりそいホットライン 性別や同性愛などに関わる相談	(一社)社会的包摂サポートセンター	0120-279-338・4 (24時間受付) 0120-773-776 (FAX)	お悩みつぶやきサイト モヤッター http://moyatter.jp	『困りごと情報提供』 チャットで情報検索 24時間受付 返答日:水・金・日曜日 16~22時 https://form.comarigo.to.jp/sexual_minority
みんなの人権110番 子どもの人権110番	法務省全国共通人権相談ダイヤル	0570-003-110 0120-007-110	LINE  メール 	月曜日~金曜日 8:30~17:15 (土・日・祝日除く)
茨城県弁護士会 性的少数者に関する電話法律相談 電話受付の後、弁護士から折返し電話します	茨城県弁護士会	029-221-3501		月曜日~金曜日 10:00~12:00 13:00~16:00
茨城労働局雇用環境・均等室 職場のセクシュアルハラスメント等の相談		029-277-8295		月曜日~金曜日 8:30~17:15 (祝日及び年末年始除く)

知っておいてほしい用語

【Ally (アライ)】

英語で「同盟、提携」を意味する「ally」からきた言葉で、LGBTに代表される性的マイノリティを理解し支援している人、またはその考え方のことです。

【カミングアウト】

自身の「性の在り方」を他者に打ち明けること。カミングアウトは、周りの人に広く行われることもあれば、特定の人にのみ行われることもあります。カミングアウトをするか否かは、当事者の自己決定によるものであり、「カミングアウトをしない」という選択をする方もいます。

【アウトティング】

カミングアウトしたこと自体やその内容を、当事者の同意なしに第三者に暴露することです。

【SOGIハラ】

「ソジハラ」や「ソギハラ」と読まれ、性的指向や性自認に関しての嫌がらせ、差別的言動等のハラスメントのことです。

なくそう！ SOGIハラスメント

令和2年6月1日より、職場のハラスメント防止対策が強化されました(パワハラ防止法)。パワーハラスメントの中には、SOGIハラも含まれ、より一層相手に配慮したコミュニケーションを考えることが大切になっています。

SOGIハラ具体例

- 差別的な言葉や嘲笑、差別的な呼称
(オカマ・オネエみたいなしぐさだね、など)
- いじめ・無視・暴力
(性的マイノリティ当事者だと思われたくないから仲間外れにする、など)
- 望まない性別での生活の強要
(女性だからメイクをしろ、など)
- 不当な異動や解雇、不当な入学拒否や転校強要
(男性でメイクをしているから異動させる、など)
- 誰かのSOGIについて許可なく公表すること
(アウトティング) (実は〇〇さんはトランスジェンダーらしいよ、など)